

令和 5 年第 4 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市温泉浴場条例の一部改正について	P 4
2	さくら市総合交流ターミナル条例の一部改正について	P 4
3	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の一部改正について	P 5
5	さくら市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	P 5
6	さくら市学校整備基金条例の一部改正について	P 6
7	さくら市藤原部分林基金条例の廃止について	P 6
8	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	P 6
9	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 8
10	令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 8
11	令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 9
12	令和 5 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P10
13	令和 5 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	P10
14	栃木県市町村総合事務組合理約の変更について	P10
15	人権擁護委員候補者の推薦について	P11
16	人権擁護委員候補者の推薦について	P12
17	議案説明資料 参照法令等	P13
18	さくら市温泉浴場条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P14

番号	項 目 名	ページ
19	さくら市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P17
20	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P23
21	さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P24
22	さくら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P25
23	さくら市学校整備基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P26
24	栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約案新旧対照条文	P28

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 7 件、予算 6 件及びその他の議案等 3 件であります。

議案第 1 号は、さくら市温泉浴場条例の一部改正についてであります。

本案は、光熱費等の高騰に伴い、利用料金の改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市総合交流ターミナル条例の一部改正についてであります。

本案は、光熱費等の高騰に伴う利用料金の改定並びに区画テントサイト及びバーベキュー場を施設に加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用している法律の題名を改めるものであります。

議案第 5 号は、さくら市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市学校整備基金条例の一部改正についてであります。

本案は、定期的に発生する学習用端末の更新に係る費用負担に備え、さくら市学校整備基金の活用範囲を I C T 教育の環境整備事業に拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市藤原部分林基金条例の廃止についてであります。

本案は、さくら市藤原部分林基金条例に規定される基金の全てを、一般財源に繰り入れることを予定していることから、繰り入れたのち、さくら市藤原部分林基金が不要となるため、条例を廃止するものであります。

議案第 8 号は、令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 18 億 2,338 万円を追加し、予算の総額を 233 億 9,108 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 1 億 5,149 万 5 千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 1 億 8,029 万 6 千円、18 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 2 億円を追加、19 款繰入金で、減債基金繰入金 8,983 万 8 千円を減額、公共施設等整備基金繰入金 898 万 7 千円、藤原部分林基金繰入金 2,654 万 3 千円を追加、22 款市債で、給食センター建設事業費 13 億 2,180 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 1 億 6,095 万円、5 款農林水産業費で、森林病虫害防除事業費 118 万 2 千円、7 款土木費で、公園維持管理事業費 777 万 7 千円、9 款教育費で、給食センター建設事業費 15 億 2,884 万 6 千円、10 款災害復旧費で、農業用施設災害復旧事業費 3,700 万円を追加し、計上いたしました。

また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、小学校施設補修整備事業（小学校 6 校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務委託）ほか 1 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、議会だより印刷製本費ほか 5 件を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、農業用施設災害復旧事業費を追加、臨時財政対策債ほか 1 件の限度額を変更するものであります。

議案第 9 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 85 万 3 千円を減額し、予算の総額を 3 億 5,174 万 7 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、一般会計繰入金 85 万 3 千円を減額し計上いたしました。

歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、職員人件費 85 万 3 千円を減額し計上いたしました。

議案第 10 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 154 万円を追加し、予算の総額を 40 億 2,464 万 3 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、産前産後保険料繰入金 12 万 4 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 141 万 6 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、国民健康保険事務費 154 万円を追加し計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、早期介入健康診査業務委託を追加するものであります。

議案第 11 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 135 万円を追加し、予算の総額を 38 億 8,019 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、3 款国庫支出金で、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）173 万 2 千円を追加、8 款繰入金で、職員給与等繰入金 458 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1 款総務費で、職員人件費 458 万円を減額、3 款地域支援事業費で、地域包括支援センター運営事業費 450 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 12 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか 4 件を追加するものであります。

議案第 13 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、汚水枳等設置業務委託を追加するものであります。

議案第 14 号は、栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、令和 6 年 4 月 1 日から、鹿沼市が栃木県市町村総合事務組合規約第 4 条第 3 号に掲げる事務（退職手当支給事務）、同条第 4 号に掲げる事務（議員その他非常勤職員の公務災害補償事務）及び第 5 号に掲げる事務（非常勤の学校医等の公務災害補償事務）の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号及び第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第 1 号は、現委員の^{おの}小野 ^{えみこ}恵美子氏が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに^{こばやし}小林 ^{かずひろ}和弘氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第 2 号は、現委員の八嶋^{やしま} 純子^{じゅんこ}氏が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

改 正 案	現 行
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>温泉浴場の施設</u> (以下「施設」という。)</p> <p>_____を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>施設の利用</u> _____を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その利用が<u>施設及びその付属設備</u> (以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第6条 利用者は、<u>施設</u> _____を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める利用料金 (以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、_____利用料金を自己の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、_____利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用券の発行)</p> <p>第10条 <u>指定管理者は、温泉施設の利用に当たり、定期券及び回数券</u> (以下「利用券」という。)を発行することができる。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>さくら市第1温泉浴場又はさくら市第2温泉浴場</u> (これらを総称して、以下「温泉浴場」という。)の<u>施設等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>温泉浴場の利用</u> _____を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その利用が<u>施設等</u> _____を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第6条 利用者は、<u>温泉浴場</u> _____を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u> _____に定める利用料金 _____を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項に規定する</u>利用料金を自己の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、<u>前条の</u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>利用券の料金は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項に規定する料金を自己の収入とする。</u> (利用料金の不還付)</p> <p>第11条 既納の利用料金及び前条第2項に規定する料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>施設</u>を利用することができないとき。 (原状回復の義務)</p> <p>第12条 利用者は、<u>施設</u>の利用が終わったときは、速やかに当該<u>施設</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略 (損害賠償の義務)</p> <p>第13条 利用者<u>その他温泉浴場を訪れた者は</u>、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 温泉浴場の運営並びに<u>施設等</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>施設</u>の利用の許可及び制限に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略 (委任)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(利用料金の不還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金_____は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>温泉浴場の施設等</u>を利用することができないとき。 (原状回復の義務)</p> <p>第11条 利用者は、<u>施設等</u>の利用が終わったときは、速やかに当該<u>施設等</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略 (損害賠償の義務)</p> <p>第12条 利用者<u>又は入場者</u>_____は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 温泉浴場の運営並びに<u>施設及び設備</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>温泉浴場</u>の利用の許可及び制限に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略 (委任)</p> <p>第15条 略</p>

改 正 案				現 行																																																																															
別表第 1 (第 8 条関係)				別表 (第 8 条関係)																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">さくら市第 1 温泉浴場</td> <td>大人</td> <td>1 回 500 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1 回 300 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さくら市第 2 温泉浴場</td> <td>大人</td> <td>1 回 400 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1 回 200 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大人とは、中学生以上に相当する年齢以上の者をいい、小人とは、小学生に相当する年齢の者をいう。</p>				施設名	区分	利用料金				さくら市第 1 温泉浴場	大人	1 回 500 円				小人	1 回 300 円				乳幼児	無料				さくら市第 2 温泉浴場	大人	1 回 400 円				小人	1 回 200 円				乳幼児	無料				<p>1 さくら市第 1 温泉浴場</p> <p>(1) 入浴料 (入浴のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300 円</td> <td>中学生以上の者</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>150 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td>小学校就学以前の者</td> </tr> <tr> <td>定期券 (3 箇月)</td> <td>18,900 円</td> <td>中学生以上の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入浴及び休憩室利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>600 円</td> <td>中学生以上の者</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td>小学校就学以前の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 15 人以上の団体は、1 割を割り引いた額とする。</p> <p>2 さくら市第 2 温泉浴場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300 円</td> <td>中学生以上の者</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>150 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> <td>小学校就学以前の者</td> </tr> </tbody> </table>			区分	利用料金	摘要	一般	300 円	中学生以上の者	小学生	150 円		乳幼児	無料	小学校就学以前の者	定期券 (3 箇月)	18,900 円	中学生以上の者	区分	利用料金	摘要	一般	600 円	中学生以上の者	小学生	300 円		乳幼児	無料	小学校就学以前の者	区分	利用料金	摘要	一般	300 円	中学生以上の者	小学生	150 円		乳幼児	無料	小学校就学以前の者
施設名	区分	利用料金																																																																																	
さくら市第 1 温泉浴場	大人	1 回 500 円																																																																																	
	小人	1 回 300 円																																																																																	
	乳幼児	無料																																																																																	
さくら市第 2 温泉浴場	大人	1 回 400 円																																																																																	
	小人	1 回 200 円																																																																																	
	乳幼児	無料																																																																																	
区分	利用料金	摘要																																																																																	
一般	300 円	中学生以上の者																																																																																	
小学生	150 円																																																																																		
乳幼児	無料	小学校就学以前の者																																																																																	
定期券 (3 箇月)	18,900 円	中学生以上の者																																																																																	
区分	利用料金	摘要																																																																																	
一般	600 円	中学生以上の者																																																																																	
小学生	300 円																																																																																		
乳幼児	無料	小学校就学以前の者																																																																																	
区分	利用料金	摘要																																																																																	
一般	300 円	中学生以上の者																																																																																	
小学生	150 円																																																																																		
乳幼児	無料	小学校就学以前の者																																																																																	
別表第 2 (第 10 条関係)																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>有効期間</th> <th>料金</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">さくら市第 1 温泉浴場</td> <td>定期券</td> <td>3 箇月</td> <td>36,000 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>2 箇年</td> <td>5,000 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">さくら市第 2 温泉浴場</td> <td>定期券</td> <td>3 箇月</td> <td>28,800 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>2 箇年</td> <td>4,000 円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用券は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める休業日においては、有効期間内であっても無効とする。</p> <p>2 回数券は、当該施設の利用 11 回分に相当するものとする。</p>				施設名	区分	有効期間	料金				さくら市第 1 温泉浴場	定期券	3 箇月	36,000 円				回数券	2 箇年	5,000 円				さくら市第 2 温泉浴場	定期券	3 箇月	28,800 円				回数券	2 箇年	4,000 円																																																		
施設名	区分	有効期間	料金																																																																																
さくら市第 1 温泉浴場	定期券	3 箇月	36,000 円																																																																																
	回数券	2 箇年	5,000 円																																																																																
さくら市第 2 温泉浴場	定期券	3 箇月	28,800 円																																																																																
	回数券	2 箇年	4,000 円																																																																																

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 農林業への理解を深め、農林業に親しむ場を提供することにより、農林業の振興と地域の活性化を図るため、総合交流ターミナル(以下「ターミナル」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ターミナルの名称 _____ 及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>ターミナルの施設(以下「施設」という。)</u> _____ は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>ターミナル本館</u></p> <p>ア <u>温泉施設</u></p> <p>イ <u>地域食材レストラン</u></p> <p>ウ <u>農産物加工所</u></p> <p>エ <u>交流室</u></p> <p>(2) <u>地域振興施設</u></p> <p>ア <u>飲食施設</u></p> <p>イ <u>ふるさと直売所</u></p> <p>ウ <u>特産物販売所</u></p> <p>エ <u>惣菜工房</u></p> <p>オ <u>パン工房</u></p> <p>カ <u>屋外催事場</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>区画テントサイト</u></p> <p>(7) <u>バーベキュー場</u></p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>利用</u> <u>指定管理者の許可を受ける行為で次号の規定に該当しないものをいう。</u></p> <p>(2) <u>占有利用</u> <u>指定管理者の許可を受ける行為で商行為等のために施設の特定の区域を占有することをいう。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 農林業への理解を深め、農林業に親しむ場を提供することにより、農林業の振興と地域の活性化を図るため、総合交流ターミナル _____ を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>総合交流ターミナルの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>さくら市総合交流ターミナル(以下「ターミナル」という。)の施設は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>ターミナル本館(地域食材レストラン、農産物加工所、温泉施設等を含む。)</u></p> <p>(2) <u>地域振興施設(飲食施設、ふるさと直売所、特産物販売所、惣菜工房、パン工房等を含む。)</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>利用</u> <u>温泉施設での入浴利用及び料金の徴収を伴う交流室の利用並びに公共的な目的以外での土地の一時的な利用等をいう。</u></p> <p>(2) <u>占有利用</u> <u>商行為の目的等で施設内の特定の区域を指定管理者の許可を得て、占有して利用するものをいう。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(利用の許可)</p> <p>第 5 条 <u>施設のうち第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号に掲げるもの</u> を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第 5 条 <u>ターミナルの施設等</u> _____ を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(利用の制限)</p> <p>第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>施設の利用</u> _____ 又は占有利用 (以下「利用等」という。) を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その利用等が施設及びその付属設備 (以下「施設等」という。)</u> を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>ターミナルの利用</u> 又は占有利用 (以下「利用等」という。) を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その利用等が施設等</u> _____ を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>
<p>(特別の設備の制限)</p> <p>第 9 条 <u>利用者のうち占有利用の許可を受けたものは、施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(特別の設備の制限)</p> <p>第 9 条 <u>占有利用者は、ターミナル</u> _____ を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第 11 条 利用者は、利用等の許可を受けたときは、別表第 1 に定める利用料金 (以下「利用料金」という。) を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、_____ 利用料金を自己の収入とする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第 11 条 利用者は、利用等の許可を受けたときは、別表第 1 に定める利用料金 _____ を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項に規定する</u> 利用料金を自己の収入とする。</p>
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 13 条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、_____ 利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 13 条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、<u>第 11 条第 1 項の</u> 利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(利用券の発行)</u></p> <p>第 14 条 指定管理者は、温泉施設の利用に当たり、<u>定期券、回数券及びファミリー券</u> <u>（以下「利用券」という。）</u>を発行することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用料金等の不還付)</p> <p>第 15 条 既納の利用料金<u>及び前条第 2 項に規定する</u> <u>料金は、</u>還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>施設</u>を利用することができないとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 16 条 利用者は、<u>施設</u>の利用等が終わったときは、速やかに当該<u>施設</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 10 条の規定により利用等の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 17 条 利用者又は入館者 (<u>施設で販売される物品の購入等のためにターミナルを訪れた者をいう。)</u> <u>は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(市の免責)</p> <p>第 18 条 市は、この条例又はこれに基づく規則に定める利用者<u>及び占有利用者の義務不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 20 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとす</p>	<p><u>(定期券、回数券及びファミリー券の割引)</u></p> <p>第 14 条 指定管理者は、温泉施設の利用に当たり、<u>定期券、回数券、ギフト券、ファミリー券及びペア券</u> (<u>次項において「利用券」という。）</u>を発行することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用料金<u>の</u>不還付)</p> <p>第 15 条 既納の利用料金<u>は、</u>還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>ターミナルの施設等</u>を利用することができないとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 16 条 利用者は、<u>施設等</u>の利用等が終わったときは、速やかに当該<u>施設等</u>を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 10 条の規定により利用等の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 17 条 利用者又は入館者<u>は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(市の免責)</p> <p>第 18 条 市は、この条例又はこれに基づく規則に定める利用者<u>及び占有利用者の義務不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 20 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとす</p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>(1) ターミナルの運営及び施設等_____の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 施設_____の利用の許可及び制限に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる業務のほか、市長が必要と認める業務</p>	<p>る。</p> <p>(1) ターミナルの運営並びに施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>ターミナル</u>の利用の許可及び制限に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>その他</u> _____市長が必要と認める業務</p>

別表第 1 (第 11 条、第 12 条関係)

別表第 1 (第 11 条関係)

区分	利用料金	摘要	
温泉施設	大人	1 回 700 円	中学生に相当する年齢以上の者
	小人	1 回 500 円	小学生に相当する年齢の者
	乳幼児	無料	
地域食材レストラン	1 箇月の売上金額の 15%~20%相当額		
農産物加工所	1 箇月の売上金額の 15%~25%相当額		
交流室	1 時間当たり 2,000 円		
飲食施設	1 箇月の売上金額の 15%~20%相当額		
ふるさと直売所	1 箇月の売上金額の 8%~35%相当額		
特産物販売所	1 箇月の売上金額の 10%~40%相当額		
惣菜工房	1 箇月の売上金額		

区分	利用料金	摘要	
温泉施設	一般	1 人 1 回につき 500 円	中学生以上の者
	小学生	1 人 1 回につき 300 円	
地域食材レストラン	毎月売上金額の 15%~20%相当額		
農産物加工所	毎月売上金額の 15%~25%相当額		
地域振興施設 (飲食施設)	毎月売上金額の 15%~20%相当額		
地域振興施設 (ふるさと直売所)	毎月売上金額の 8%~30%相当額		
地域振興施設 (特産物販売所)	毎月売上金額の 10%~40%相当額		
地域振興施設 (惣菜工房)	毎月売上金額の 20%~30%相当額		
地域振興施設 (パン工房)	毎月売上金額の 15%~20%相当額		
足湯	無料		
電気自動車用急速充電器	1 台 1 回につき 500 円		
交流室	1 時間につき 2,000 円		
土地	1 m ² につき日額		

改 正 案			現 行		
	<u>の 15%~30%相当額</u>			<u>300 円</u>	
<u>パン工房</u>	<u>1 箇月の売上金額の 15%~20%相当額</u>				
<u>屋外催事場</u>	<u>1 箇月の売上金額の 10%~30%相当額</u>				
<u>電気自動車用急速充電器</u>	<u>車両 1 台 1 回当たり 500 円</u>				
<u>区画テントサイト</u>	<u>1 区画当たり 1 回 8,000 円以内で指定管理者が定める額</u>				
<u>バーベキュー場</u>	<u>1 区画当たり 1 回 5,000 円以内で指定管理者が定める額</u>				
<u>自動販売機 (飲料水)</u>	<u>1 箇月の売上金額の 15%~50%相当額で指定管理者が定める額</u>				
<u>自動販売機 (その他)</u>	<u>1 箇月の売上金額の 15%~40%相当額で指定管理者が定める額</u>				

別表第 2 (第 14 条関係)

区分	有効期間	料金	摘要
定期券	1 箇年	53,000 円	さくら市の休日 を定める条例 (平成 17 年 さくら市条例 第 2 号) 第 1 条 第 1 項第 1 号及 び第 2 号に掲げ

別表第 2 (第 14 条関係)

区分	料金	摘要
温泉施設	期限内で利用回数を制限しない利用券 3 箇月 27,000 円 6 箇月 42,000 円 1 年 53,000 円	
	回数券 11 回分の利用券 5,000 円	
	ギフト 11 回分の利用券 5,000 円	

改 正 案				現 行			
			<u>る日は無効</u>		ト券	円	
		75,000 円			ファミリー券	1 家庭で年間での利用回数を制限しない利用券 5 人 120,000 円 3 人 100,000 円 2 人 80,000 円	同居家族に限る
回数券	2 箇年	7,000 円	利用 11 回分		ペア券	購入者と同伴者 1 人で年間での利用回数を制限しない利用券 100,000 円	同伴者は指定なし
ファミリー券	1 箇年	112,000 円	購入者及び購入者の家族 1 人まで有効				
備考							
1 利用券は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める休業日においては、有効期間内であっても無効とする。							
2 有効期間は、当該利用券を購入した日から起算する。							
3 購入者の家族は、購入者と同居する者に限る。							

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例(平成26年さくら市条例第23号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定める規定に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第10項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。) 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(以下この項において「保育所基準」という。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定める規定に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第11項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。) 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(以下この項において「保育所基準」という。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例 (令和5年さくら市条例第9号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(設置許可の基準等)</p> <p>第10条 市長は、第8条の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認められるときでなければ、当該太陽光発電施設の設置を許可してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(設置許可の基準等)</p> <p>第10条 市長は、第8条の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認められるときでなければ、当該太陽光発電施設の設置を許可してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成等規制法</u>_____(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>2・3 略</p>

さくら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市空家等対策の推進に関する条例 (令和元年さくら市条例第 16 号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(空家等対策計画)</p> <p>第 6 条 市は、<u>法第 7 条第 1 項</u>の規定に基づき、さくら市空家等対策計画 (以下「計画」という。) を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(空家等対策計画)</p> <p>第 6 条 市は、<u>法第 6 条第 1 項</u>の規定に基づき、さくら市空家等対策計画 (以下「計画」という。) を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(特定空家等の認定等)</p> <p>第 11 条 市長は、前条第 1 項の調査の結果、空家等が特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る空家等の所有者等にその旨を通知するとともに、<u>法第 22 条第 1 項</u>の助言又は指導をするものとする。</p> <p>4 市長は、<u>法第 22 条第 2 項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>(特定空家等の認定等)</p> <p>第 11 条 市長は、前条第 1 項の調査の結果、空家等が特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る空家等の所有者等にその旨を通知するとともに、<u>法第 14 条第 1 項</u>の助言又は指導をするものとする。</p> <p>4 市長は、<u>法第 14 条第 2 項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>
<p>(公表)</p> <p>第 12 条 市長は、<u>法第 22 条第 3 項</u>の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(公表)</p> <p>第 12 条 市長は、<u>法第 14 条第 3 項</u>の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(審議会の意見の徴収)</p> <p>第 14 条 市長は、次に掲げる措置を講じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第 22 条第 2 項</u>の規定による勧告</p> <p>(4) <u>法第 22 条第 3 項</u>の規定による命令</p> <p>(5) <u>法第 22 条第 9 項及び第 10 項</u>の規定により行う行為</p>	<p>(審議会の意見の徴収)</p> <p>第 14 条 市長は、次に掲げる措置を講じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第 14 条第 2 項</u>の規定による勧告</p> <p>(4) <u>法第 14 条第 3 項</u>の規定による命令</p> <p>(5) <u>法第 14 条第 9 項及び第 10 項</u>の規定により行う行為</p>

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 さくら市立学校（さくら市立学校の設置に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 89 号）第 2 条に規定するさくら市立学校をいう。以下同じ。）の整備事業を円滑かつ効率的に行うため、さくら市学校整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め</u>、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) さくら市立学校の整備事業の財源に充てるとき。</p> <p>(2) さくら市立学校の ICT 教育（情報通信技術を活用した教育をいう。）の環境整備事業の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(目的外の取崩し)</p> <p>第 7 条 前条に掲げるもののほか、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第 49 条第 2 項に規定する<u>保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 49 条第 2 項に規定する</u>保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>市立学校</u> _____の _____の 整備事業を円滑かつ効率的に行うため、さくら市学校整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて</u>、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>市立学校</u>_____の整備事業の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(目的外の取崩し)</p> <p>第 7 条 前条に掲げるもののほか、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に<u>預入れ</u>し、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる<u>保険事故</u>をいう。）が発生したときは、当該金融</p>

改 正 案	現 行
<p>機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。</p>	<p>機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。</p>

改 正 案		現 行	
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 2 (第 4 条関係)	
共同処理 する事務	共同処理する組織市町村等	共同処理 する事務	共同処理する組織市町村等
略	略	略	略
第 4 条第 3 号に掲 げる事務	栃木市 <u>佐野市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域 行政事務組合 黒磯那須共同火葬 場組合 芳賀郡中部環境衛生事務 組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政 事務組合 黒磯那須公設地方卸売 市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西 中核工業団地事務組合 那須地区 消防組合	第 4 条第 3 号に掲げ る事務	栃木市 <u>佐野市</u> 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域 行政事務組合 黒磯那須共同火葬 場組合 芳賀郡中部環境衛生事務 組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政 事務組合 黒磯那須公設地方卸売 市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西 中核工業団地事務組合 那須地区 消防組合
第 4 条第 4 号に掲 げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域 行政事務組合 黒磯那須共同火葬 場組合 芳賀郡中部環境衛生事務 組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政 事務組合 黒磯那須公設地方卸売 市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西	第 4 条第 4 号に掲げ る事務	足利市 <u>栃木市</u> 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域 行政事務組合 黒磯那須共同火葬 場組合 芳賀郡中部環境衛生事務 組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区広域行 政事務組合 南那須地区広域行政 事務組合 黒磯那須公設地方卸売 市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西

改 正 案		現 行	
	中核工業団地事務組合 栃木県後 期高齢者医療広域連合 那須地区 消防組合		中核工業団地事務組合 栃木県後 期高齢者医療広域連合 那須地区 消防組合
第 4 条第 5 号に掲 げる事務	足利市 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	第 4 条第 5 号に掲げ る事務	足利市 栃木市 _____ 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板 市 那須塩原市 さくら市 那須 烏山市 下野市 上三川町 益子 町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬 生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
略	略	略	略